様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年11月12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ちぐさぎけんこうぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ちぐさ技研工業株式会社  （ふりがな）ちぐさ　ひでき  （法人の場合）代表者の氏名 千種　英樹  住所　〒791-0213  愛媛県 東温市 牛渕１９９番地５６  法人番号　3500001007156  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社概要 ＞ DXの取り組み  　http://www.chigusa-group.co.jp/company/  　当社ホームページ内「DXへの取り組み」にて公表　https://drive.google.com/file/d/1d1Ho4xlVHp0DCjiKS4eyFLg5rjcLTRbi/view | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の目的  本戦略はこのような「変化」に柔軟に対応し、我社がデジタルツールをどのような位置付けで活用していくか。また既存の仕事のやり方・働き方・組織体制をどのように変革させていくか、どのようなデジタル環境を構築するかを長期的な点で定め、変化の時代において我社がどう生き残っていくのかを「DX戦略」として示すものである。  DX推進における基本方針  １．デジタル技術を活用し、業務の時間短縮を図り、従業員が働きやすく定着しやすい環境を作る。  ２．お客様からのご要望をお聞きし、ITツールと連携してスピード感のある付加価値の高いサービスを提供する。  ３．DX人材の育成を行う。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社概要 ＞ DXの取り組み  　http://www.chigusa-group.co.jp/company/  　当社ホームページ内「DXへの取り組み」の「DX推進プロジェクト」の箇所にて公表　https://drive.google.com/file/d/1d1Ho4xlVHp0DCjiKS4eyFLg5rjcLTRbi/view | | 記載内容抜粋 | ①　以下のフェーズに分けて取り組んでまいります。  フェーズ１：現在まで（～2024年）  「定型業務のデジタル化による業務時間短縮とお客様情報の共有化」  ・情報共有（グループウェア、チャットワーク、ボイスメール、Googleワークスペース）  ・IT化（キングオブタイム、マイページ、スピード決裁）  ・IT支給（iPhone、AppleWatch、空調服の全社員支給）  ・共有会議（営業会議、リーダー会議、部門長会議、事故報告会議、情報共有会議）  フェーズ2：短期課題（2025年）  「BIツールを活用したリアルタイム経営」  ・Google Workspaceを活用したフォルダ管理  ・QRコードとGoogleフォームによる入力簡素化と作業分散化  ・既存の全てのExcelからの脱却とスプレットシートによる共有化  ・ルッカースタジオによる可視化  APIを利用し既存業務サービスや専用ソフトとのデータ連携を行い、業務システムの全体最適化を図る。BIツールにより在庫状況をリアルタイムに掌握し、お客様のご要望にスピート対応する。デジタル化されたマニュアルを共有し、安全で標準化されたサービスを提供する事で価値を最大化させる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　当社ホームページ内「DXへの取り組み」の「DX推進プロジェクト」「DX推進体制」の箇所にて公表　https://drive.google.com/file/d/1d1Ho4xlVHp0DCjiKS4eyFLg5rjcLTRbi/view | | 記載内容抜粋 | ①　【DX推進体制】※体制を図で提示しております。  DX推進体制として社長→DX責任者→DX・AI推進チーム→各部へ推進していく体制を公表し外部組織としてDX支援会社とシステム会社を明記している。  【DX人材の育成】  １．システム管理者の育成  ・外部講師と連携しDX推進の対策立案を実施する。  ・現行システムを掌握し、クラウド化とBIツールを統合させ、簡素化かつ効率化された業務システムを構築する。  ２．DX推進者の育成  ・DX・AI推進チームによる定期的な勉強会を実施し、DX推進知識をもつ人材を創出する。  ・各部署単位でのルッカ―スタジオを作成し、業務改善、業務分析のスキルアップを図る。  ・生成AIの活用事例をマニュアル化し、全社員に展開する。  ３．システム利用者（全社員）の育成  ・マニュアルの整備、社内勉強会を受講し、業務システムに参画する。  ・DXを推進する気概を持ち、業務の生産性を向上させる。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　当社ホームページ内「DXへの取り組み」の「DX推進プロジェクト」の箇所にて公表　https://drive.google.com/file/d/1d1Ho4xlVHp0DCjiKS4eyFLg5rjcLTRbi/view | | 記載内容抜粋 | ①　【上記を進めるための具体的な環境整備】  外付けHDの撤廃、SSPシステムのクラウド化、在庫管理のルッカースタジオ化、工事標準マニュアルとQR化、自動ロボットによるレール加工機の撤廃を示し公表している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 会社概要 ＞ DXの取り組み  　http://www.chigusa-group.co.jp/company/  　当社ホームページ内「DXへの取り組み」の「DX推進プロジェクト」の箇所にて公表　https://drive.google.com/file/d/1d1Ho4xlVHp0DCjiKS4eyFLg5rjcLTRbi/view | | 記載内容抜粋 | ①　１．一人当たりの生産性（粗利/社員数）の向上  　・2024年実績：14百万円  　・2029年目標：18百万円  ２．工事短縮日数と工場作業短縮時間の向上  　・2024年実績：工事短縮　200日　工場作業短縮　50ｈ  　・2029年目標：工事短縮　300日　工場作業短縮　100ｈ  ３．DX人材の育成  　・2026年目標：システム管理者1名、DX推進者：5名、使用者：全社員 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月30日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組み  　当社ホームページ トップ ＞ 会社概要 ＞ DXの取り組み  　http://www.chigusa-group.co.jp/company/  　当社ホームページ内「DXへの取り組み」の代表メッセージにて公表　https://drive.google.com/file/d/1d1Ho4xlVHp0DCjiKS4eyFLg5rjcLTRbi/view | | 発信内容 | ①　ちぐさ技研工業では、2021年4月にIT推進チームを発足させ、煩雑であったモノレール工事実績のExcel入力と工場内作業実績の専門ソフト入力作業のDX化を図る一環として、個人によるGoogleフォーム入力での作業分散化とルッカースタジオによる見える化に挑んでまいりました。2025年8月にIT推進チームをDX・AI推進チームへと名称変更を行い、生成AIを用いた業務効率化を進めております。  今後は、これらのDX化を推進させ、生成AIを用いた社員の仕事レベルの標準化、効率化を図り、現場改善スピードを上げ、お客様満足向上と、従業員満足向上の両立を強く推進してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。